

スマート・エコハウス普及促進事業補助金の受付を開始します

家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の「スマート・エコ製品」を設置する取組に対する補助制度を平成30年5月28日（月）から開始します。

(1) 補助対象設備および補助金額

| 補助対象設備 | | 補助金額 (千円) | 要件 |
|--------------------------|----------|--------------|--|
| 太陽光発電 | | 40 | 太陽光発電の設置と併せて省エネ製品(他の補助対象製品も可)を購入すること。 |
| 太陽熱利用 | | 40 | 以下のいずれかの場合に対象となる。 |
| 給湯器 高効率 | エネファーム以外 | 20 | ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 |
| | エネファーム | 100 | ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 |
| 蓄電池 | | 100 | 以下のいずれかの場合に対象となる。 |
| V2H (Vehicle to Home) | | 40 | ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 |

- ※ 高効率給湯器：エネファーム、エコキュート、エコジョーズ等、省エネ性能の高い給湯器
- ※ 補助対象設備ごとに設備要件・補助要件があります。
- ※ 複数の補助対象設備を設置する場合、上限15万円まで申請可能です。

(2) 申請受付期間

平成30年5月28日（月）～平成31年2月20日（水）17:15 必着

[登録申込受付期間]

第一次受付期間 平成30年5月28日（月）～平成30年7月31日（火）

第二次受付期間 平成30年8月1日（水）～平成30年10月31日（水）

第三次受付期間 平成30年11月1日（木）～平成31年1月11日（金）

※ 各受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える登録があった場合は、受付を中止する場合があります。

※ 第三次受付を実施する場合は、以前に同様の補助金の交付申請登録完了通知を受けている者で、当該補助金の交付を受けていない者についても対象とします。

(3) 補助件数

約1,000件（予算額45,400千円の範囲内）

(4) 補助の要件等

別表のとおり

(5) 申請先・お問い合わせ先

公益財団法人 淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地 淡海環境プラザ内
TEL 077-569-5301

(別表)

省エネ製品の種類

- [省エネ製品]
- ・LED照明器具
 - ・エアコン
 - ・冷蔵庫
 - ・高断熱浴槽
 - ・エネルギー管理システム（HEMS）
 - ・窓断熱（ガラス交換、内窓設置、外窓交換）

※個別要件は別に定める。

補助対象事業の要件

[事業要件]

- ・スマート・エコ製品、省エネ製品はいずれも未使用であること。
- ・スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、省エネ製品の購入店が滋賀県内販売店である者に限る。

[事業者の要件]

- ・補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居として自ら居住している方。
- ・スマート・エコ製品の設置と省エネ製品の購入を、平成30年4月1日以後、平成31年1月31日以前に行う方。
- ・原則、過去に滋賀県の太陽光発電の補助金の交付申請登録通知を受けていない方。
- ・滋賀県の県民税に未納がない方。